

◎地方税法の一部を改正する法律

(令和六年二月二日法律第二号)

一、提案理由（令和六年二月一六日・衆議院総務委員会）

○松本国土大臣 地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

令和六年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和六年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和五年分の所得に係る令和六年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告（令和六年二月二〇日）

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和六年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和六年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和六年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けようとするものであります。

本案は、去る二月十六日本委員会に付託され、同日、松本総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（令和六年二月二一日）

○新妻秀規君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和六年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和六年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和五年において生じた損失の金額として、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとするものであります。

委員会におきましては、雑損控除の特例を設ける理由と追加的措置の必要性、被災者に対する特例措置の周知方法と支援策、被災地に対する特別交付税措置についての考え方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。